

横浜市資事指令第5008号  
令和5年4月11日

許可番号 第05620002925号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市中区山下町209番地

氏名 横浜環境保全 株式会社  
代表取締役 高橋 義和 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 山中竹春



許可の年月日

令和4年2月13日

許可の有効年月日

令和9年2月12日

### 1. 事業の範囲

#### 中間処理

- （1）破碎：汚泥、廃プラスチック類、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類
- （2）圧縮：廃プラスチック類、金属くず 以上2種類
- （3）溶融：廃プラスチック類 以上1種類
- （4）堆肥化：汚泥、動植物性残さ 以上2種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

### 2. 事業の用に供するすべての施設

#### 事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区鳥浜町2番88 外4筆

#### 処理施設の概要

- （1）圧縮1施設 1基（2t/日）  
設置年月日：平成18年3月30日  
産業廃棄物の種類：金属くず 以上1種類
- （2）破碎1施設 1基（248.6t/日）  
設置年月日：平成28年8月30日 許可年月日：平成28年6月16日  
許可番号：10355  
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上5種類
- （3）溶融1施設 2基（1.8t/日×2）  
設置年月日：平成8年8月27日  
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類
- （4）破碎2施設 1基（2.52t/日）  
設置年月日：平成6年6月16日  
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類



事業の用に供する施設の所在地  
神奈川県横浜市都筑区中川中央1-31-14 外3筆

処理施設の概要

- (1) 熔融2施設 1基 (0.64t/日)  
設置年月日: 令和4年11月15日  
産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 以上1種類

事業の用に供する施設の所在地  
神奈川県横浜市金沢区鳥浜町2番26 外2筆

処理施設の概要

- (1) 破碎4施設 1基 (1.53t/日)  
設置年月日: 平成18年10月2日  
産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 以上1種類
- (2) 圧縮4施設 1基 (3.6t/日)  
設置年月日: 令和2年6月12日  
産業廃棄物の種類: 金属くず 以上1種類
- (3) 圧縮5施設 1基 (3.6t/日)  
設置年月日: 令和2年6月12日  
産業廃棄物の種類: 金属くず 以上1種類
- (4) 圧縮6施設 1基 (10.44t/日)  
設置年月日: 令和2年6月12日  
産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 以上1種類
- (5) 破碎6施設 1基 (2.7t/日)  
設置年月日: 令和2年6月12日  
産業廃棄物の種類: ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上1種類

事業の用に供する施設の所在地  
神奈川県横浜市金沢区鳥浜町2番79 外3筆

処理施設の概要

- (1) 堆肥化施設 1基 (6.3t/日)  
設置年月日: 平成21年4月17日  
産業廃棄物の種類: 汚泥、動植物性残さ 以上2種類
- (2) 破碎5施設 1基 (2.51t/日)  
設置年月日: 平成21年4月17日  
産業廃棄物の種類: 汚泥、廃プラスチック類(動植物性残さの付着物に限る)、動植物性残さ 以上3種類

3. 許可の条件

- (1) 横浜市金沢区鳥浜町2-88外4筆において中間処理(破碎、圧縮、熔融)する産業廃棄物の保管上限は650.82m<sup>3</sup>とし、屋外において容器を用いずに積み上げることのできる産業廃棄物の高さは5mとする。
- (2) 横浜市都筑区中川中央1-31-14外3筆において中間処理(熔融)する産業廃棄物の保管上限は、24.33m<sup>3</sup>とする。
- (3) 横浜市金沢区鳥浜町2-26外2筆において中間処理(破碎、圧縮)する産業廃棄物の保管上限は、170.488m<sup>3</sup>とする。

(4) 横浜市金沢区鳥浜町2-79外3筆において中間処理(堆肥化、破碎)する産業廃棄物の保管上限は、49.77m<sup>3</sup>とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年11月1日 新規許可  
令和4年2月13日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

